

農地を所有している非農家の組合員資格保有という
農協法の理念に違反している状況の解消

平成 2 4 年 1 1 月

農林水産省

○ 規制・制度改革に関する閣議決定事項に係るフォローアップ調査の結果(抜粋)

「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日 閣議決定)

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定)における決定内容				所管省庁	実施状況
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期		
3. 農業分野					
⑦	農地を所有している非農家の組合員資格保有という農協法の理念に違反している状況の解消	土地持ち非農家を正組合員の一部とする制度の適用状況を把握するとともに、当該土地持ち非農家を正組合員として留めておくことの必要性について、個々に検証を行う。	逐次実施	農林水産省	<p>農業協同組合法施行規則(平成17年農林水産省令第27号)を一部改正(平成23年4月1日公布)し、業務報告書に「農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第32条第1項に基づく特例措置の適用状況」の欄を追加した。</p> <p>また、「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針((信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。))平成23年2月28日付け22経営第6374号経営局長通知)」を策定し、定款に上記特例措置の規定を置くことについて、組合員の意向や動向等を踏まえてその必要性を個々に検証することを求める旨を規定した。</p> <p>省令改正と指針策定により対応し、平成23年8月10日に開催された都道府県農協指導担当者会議にて周知したところであるが、さらに、平成23年10月から11月にかけて開催されたブロック会議にて、都道府県担当者に加え、都道府県農協中央会等の担当者に対しても周知した。</p> <p>また、平成24年4月26日に開催された都道府県農協指導担当者会議を通じて、引き続き周知に努めた。</p>

2

- 農協の組合員資格については、各農協に対し、1年に1回以上定期的に確認することを要求〔監督指針〕
- 基盤強化法の特例措置を定款に規定している農協に対しては、特例措置を置くことについて、組合員の意向や動向等を踏まえてその必要性を個々に検証することを要求〔監督指針〕
- 基盤強化法の特例措置の適用状況については、農協が都道府県に提出する業務報告書に記載することを義務付け(平成23年4月1日から開始される事業年度の決算から)〔省令〕

基盤強化法の特例措置の適用状況(平成24年3月期決算農協調べ)

調査対象農協数(①)	388 (注)
特例正組合員のある農協数(②)	3
割合(②/①)	0.77 %
②の農協における特例正組合員数合計(③)	116
②の農協における正組合員数合計(④)	33,296
割合(③/④)	0.35 %

(注) 平成24年3月期決算の総合農協388農協について調査。

業務報告書の様式

第1 事業概況書

2 組合の運営組織の状況に関する事項

(2) 組合員の状況

イ 組合員数

(単位：組合員数)

資格区分	前期末	当期加入	当期脱退					当期末	
			持分全部の譲渡	資格喪失	死亡又は解散	除名	合計		
正組合員	個人（うち女性）	()	()					()	()
	うち組合員たる地位を失わない者								
	法人	農事組合法人							
		その他の法人							
	計								
准組合員	個人（うち女性）	()	()					()	()
	農業協同組合								
	農事組合法人								
	その他の団体								
	計								
合計									
摘要：当期末正組合員戸数 戸 当期末正組合員戸数 戸									
当期の組合員資格確認日 年 月 日 当期の組合員資格確認方法									

(記載上の注意)

- 「うち組合員たる地位を失わない者」欄は、基盤強化法第32条第1項の規定により准組合員たる地位以外の組合員たる地位を失わない者の数を記載すること。
- 「摘要」欄の「当期の組合員資格確認方法」は、具体的に記載すること。